

萩医療圏地域医療構想調整会議設置要綱(改正案)

(趣旨)

第1条 医療法第30条の14第1項に基づき、地域医療構想の推進に関し必要な事項について協議を行うため、萩医療圏地域医療構想調整会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域における病床機能の分化・連携の推進に関すること
- (2) 地域の医療提供体制の将来のあるべき姿を実現するための取組に関すること
- (3) 必要な情報の共有に関すること
- (4) その他、地域医療構想の推進に関すること

(委員)

第3条 会議の委員は、山口県萩健康福祉センター所長が委嘱する委員をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会長に事故があり、または会長が欠けて、議長の職務を行うことができないときは、あらかじめ会長が指名した委員が議長の職務を代行する。

4 会議は、会長が招集する。

5 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

6 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(検討部会)

第6条 会長は、地域の個別課題等について協議を行うため、必要に応じて検討部会を設けることができる。

2 部会の構成員は、会長が選任する。

3 部会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、山口県萩健康福祉センターで処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月17日から施行する。

改正附則（平成31年2月21日改正）

この要綱は、平成31年 月 日より施行する。